

## 令和元年度 第3回米子市子ども・子育て会議 議事録

### 1 開会・会の成立宣言

○（吉岡係長）みなさん、こんばんは。お忙しい中ありがとうございます。定刻になりましたので、会議のほう始めさせていただきたいと思います。

会議を始める前に、資料のほう差し替え訂正をお願いします。資料1というのと資料2-3、こちらについては差し替えのほうをお願いします。もうひとつ資料の2-5というのがありますけども、そちらは本日追加でいただきましたのでご確認のほうをお願いします。

そうしますと令和元年度第3回米子市子ども・子育て会議を開催いたします。会議の成立の報告ですけども、米子市子ども・子育て会議条例第4条第3項により、委員の過半数の出席により成立いたします。本日欠席の連絡はいただいてないですけど、三島委員と谷本委員がまだ来られてないですけども、10人中8人出席されておりますので米子市子ども・子育て会議条例第4条第3項によって、この会議が成立していることをご報告いたします。

そうしますと以降の進行につきましては、会長のほうにお渡ししたいと思います。よろしく願いをいたします。

### 2 会議の公開・議事録について

○（佐藤康会長）こんばんは。だいぶ秋らしくなって、過ごしやすい日が続いていますがいかがでしょうか。まず最初にですね、会議の公開と全文議事録について了承をいただきたいですけど、よろしいでしょうか。

（了解）

ありがとうございます。今回の会議はですね、議題が2つ。報告案件が1つあります。議題1つ目は、令和元年度 特定子ども・子育て支援施設等の確認についてです。2つ目はですね、米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画についてです。事務局のほうより説明をしていただきましてから議論をしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。報告案件につきましては、保育料の見直しについて報告を受けますのでよろしくをお願いします。

### 3 議題

○（佐藤康会長）それではまず議題1の令和元年度 特定子ども・子育て支援施設等の確認についての説明を、事務局のほうからお願いします。

○（山田係長）子育て支援課の山田です。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは先程も説明にありました通り、事前にお送りいたしました資料には変更もありましたので、お手元に今日お配りしている資料1をご覧くださいければと思います。

この10月から実施されます幼児教育・保育無償化に伴いまして、子ども・子育て支援新制度として施設等利用給付が始まります。これに伴い、従来の認可外保育施設等も無償化対象施設として確認し、保育料を無償化とするものがございます。確認につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、各市町村において、無償化に伴う給付を実施するために、各事業者が無償化の対象となること、対象施設等に求める基準を満たしていることを把握すると共に必要に応じて調査等を行うことが趣旨となっております。また、対象施設の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村でも効力を有するとされております。

それではお手元の資料1のほうですけれども、今回の確認対象でございますけれども、各施設によって確認が必要となる事業が異なりますことや、複数の確認が必要なところもございますので、一つ一つの施設の読み上げは略させていただきます。

それでは事業区分ごとにご説明をさせていただきます。各園ごとに並んでおりますけれども、その右側のほうに事業区分というふうに分けておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。まず特定教育・保育施設以外の幼稚園として確認する施設は3園ございます。続きまして、認可外保育施設として確認する施設が6施設でございます。預かり保育事業の実施施設が14施設でございます。一時預かり事業の実施施設が11施設でございます。

この、預かり保育事業と一時預かり事業ですが、前者は主に幼稚園等で在籍しておられるお子さんを教育時間終了後にお預かりする事業でございます。後のほうは教育・保育施設等に在籍しておられないお子さんをご家庭で保育できないときに一時的にお預かりするという事業でございます。既にお配りした資料では、企業主導型保育事業所にて実施される一時預かり事業も、無償化対象と記載しておりましたけれども、これは実際は無償化の対象外ということでしたので、本日お手元にお配りしました資料からは丸印を外しております。

続きまして、病児保育事業の実施施設が9施設でございます。またこのほかに、子育て援助活動支援事業として、ファミリーサポートセンターの確認がございます。

今回の確認につきましては、国の施策に則って行われるものでありまして、委員の皆様にご審議していただく性格のものではないのかもしれませんが、今回初めてのことでありますので、このように説明させていただいております。今後は、無償化の実施に係る確認につきましては、報告という形でお伝えさせていただきますように考えておりますので、ご了承いただければと思います。

もう一つですけれども、新制度未移行幼稚園で実施されている2歳児保育についてですが、本日、県から取り扱いについて通知が参りました。これにつきましては、各施設によっては手続きが必要となる場合が出てきますので、今回ここに書いてある表以外に新たに確認のための書類を提出していただいで確認を行う必要がある施設が出ることを考えられます。その場合には、皆様に別途事業内容について報告いたしたいと思ひます。

説明は以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○(佐藤康会長) はい。ありがとうございます。今の説明について、質問やご意見ありましたら、よろしくお願ひします。どうでしょうか。

了解ということでよろしいですか。(一同了解)

はい。それでは了解ということで次に議題の2のほうに移りたいと思ひます。

○(佐藤康会長) 米子市子ども・子育て支援事業計画第2期計画について説明をお願ひしたいと思ひますけども、ずっと説明すると長くなるので、2つの報告に分けて説明していただくそうですのでよろしくお願ひします。

○(吉岡係長) はい。それでは事務局のほうからご説明させていただきます。

前回の会議で、令和2年度から令和6年度の第2期計画に係る地域子ども・子育て支援事業計画の一部の事業につきまして、量の見込みと確保策について審議をいただいたところでございます。今回は、前回審議を行っていない学校教育・保育の量の見込みと、地域子ども子育て支援事業計画のうち、「一時預かり保育事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「放課後児童健全育成事業」について、そして新規事業といたしまして「実費徴収に係る補足事業」の量の見込みと確保方策につきまして、計画値を算出しましたのでご説明させていただきます。

先程、会長からご説明がありましたとおり、まず初めにですね、学校教育・保育の量の見込みについてご説明させていただきます、ご審議いただいた後に残りの事業についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料2-1から2-2、2-3、2-4、そして今回配布させていただいた資料2-5、こちらのほうをご用意ください。

そこにある学校教育・保育の量の見込み、幼稚園、認定こども園、保育園等の量の見込み等、計画値を算出いたしましたが、その算出方法につきましては資料2-2のほうと本日配布させていただいた資料2-5をご用意していただければと思ひます。

資料2のほうにですね、今回見込みを算出させていただいた算出方法や数値のほう載せさせていただいているんですが、そのさらに詳細なご説明ということで資料2-5をご用意させていただきました。

こちらの資料2-5、量の見込みの算出方法について見ていただければと思いますが、まず量の見込みの算出方法につきましては、推計児童数×支給認定割合で算出をしております。この方法につきましては、第1期計画の中間見直しの際と同じ方法を採用させていただいております。第1期計画は平成27年度から始まりまして、中間の平成29年度に見直しを加えました。この時、国のほうが示した方法で量の見込みを算出し、見直しを行ったところですが、今回も同じ方法で見込を算出させていただいたところでございます。

資料2-5の(1)、推計児童数算出というところですが、こちらについてありますので資料2-5のほうを見ていただいて、下の表2の人口推計というのを見ていただければと思います。一応コーホート法という方法で、年齢ごとの過去2、3年の人口変化率を基に、令和2年度以降の推計児童数を算出させていただきました。

次は資料2-5に戻っていただきまして、(2)支給認定割合の算出についてでございます。認可施設に入所している児童につきましては、支給認定を受ける必要があることから、支給認定実績と人口から支給認定割合を算出しております。この支給認定割合を基に、令和2年度以降の推計児童数から支給認定者の人数を推測いたしました。ただし、私学助成の幼稚園や届出保育施設については支給認定を受ける必要がないため、これらの者の人数が含まれていないと考えられるのですが、支給認定を持っている者のうち、支給認定を持っているけれども認可施設に入所していない児童が多数いるというところから、これらの者につきましては私学助成の幼稚園や届出保育施設に入所していると仮定いたしまして、支給認定を持っている者の割合をもって、全体のニーズを把握するための割合とさせていただきます。資料2-2の下の表には量の見込みの算出について。その左側がそれぞれの認定区分、その右側は、先程説明させていただいた支給認定割合について記載させていただいております。

続きまして資料2-5をめくっていただいて、(3)量の見込の算出についての詳細でございます。

資料2-2については、先程の下の表の令和2年度から令和6年度の太枠で囲ってある箇所でございます。

行ったり来たりして申し訳ないですけど資料2-5に戻っていただいて、まず令和2年度の1号+2号(幼稚園)の量の見込みについてご説明させていただきます。

資料2-2の表では、一番左の区分のうち2号、幼稚園(幼)という部分なんですけども、こちらにつきましては幼稚園に通っている園児のうち、共働き等の理由により長時間預かり保育を受けている場合を2号(幼稚園)として計画に載せているところなんですけども、新制度幼稚園や認定こども園など教育

部分の園児につきましては1号認定で認定しているというところと、また私学助成の幼稚園に通っていらっしゃるお子さんについては、基本的に認定を受けていないというところから、2号（幼稚園）の認定については算出することができませんでした。そのため1号+2号（幼稚園）につきましては、1号認定の認定者数と私学助成園の在園児数の合計を認定実績といたしまして、1号+2号（幼稚園）の支給認定割合を算出いたしております。この割合を基に、令和2年度の推計児童数から見込みのほうを算出しております。

続いて（イ）、令和2年度の「うち1号」及び「うち2号（幼稚園）」の量の見込みについてでございますが、先程も言いました通りうち2号（幼稚園）につきまして、認定実績が算出できないことから、預かり保育を利用している児童をです、うち2号（幼稚園）の認定実績とみなしまして、1号+2号（幼稚園）の人数と預かり保育利用児童数の割合からそれぞれ振り分けて「うち1号」と「うち2号」（幼稚園）」について算出をさせていただいております。

次に（ウ）についてですけれども、2号・3号（0歳）と3号（1、2歳）につきましては、量の計算式通り推計児童数×支給認定割合だけ算出いたしまして、同じようにまず令和3年度以降も量の見込みを算出させていただきました。

一応量の見込みを算出させていただいたんですけど、さらに補正をさせていただいております。補正をさせていただいたのは3号の領域でして、1号と2号のところについては補正はしておりません。というのも、資料2-2の下の表の量の見込みが太く四角く困ってある横に入所率を書かせていただいているんですけども、1号と2号につきましては、その人口に対しまして98%の子どもが施設のほうに入所している見込みということになっているので、これ以上大きな変動はないというふうに推測いたしまして補正は行っていません。

一方3号認定、0歳、1、2歳につきましては、先程見込んだ量の見込みを補正させていただきました。資料については資料の2をめくっていただいて2ページ、資料2-5につきましては3ページをご覧ください。

資料2-5の3ページからですが、3号認定としておりますが、先程さらに追加いたしました量の見込みについてですが、まずア、平成31年4月1日時点の支給認定割合で量の見込みを算出するため、出産後、仕事に復帰する方の人数等、年度末に向けて入所者数が増える実態が勘案されていないと。

そしてイ、女性の就業率の上昇、専業主婦（夫）世帯の減少、共働き世帯の増加が加味されておりません。

ここで資料2-3を見ていただいて。めくっていただいて2ページ目のほうに、それぞれ女性の就業率や共働き世帯の数字などを載せさせていただいております。

まず米子市の女性労働力率ですが、平成22年度と平成27年度を比べまし

て、平成27年度のほうが、25歳から44歳の女性の中でも就業率が高くなっていると。また全国調査、平成27年度、平成29年度に調査したのも同様に就業率が高くなっているというところがわかります。そして25歳から29歳をピークといたしまして、30歳から34歳でグラフのほう下がっていると。これは、結婚・出産・子育てを機に一旦仕事を辞められているという状況にはなるんですけども、こちらについては平成22年度と平成27年度は同じような状況、M字型というような、変化はないということがうかがえます。

続きまして下の(2)、0から6歳の子どもがいる世帯の推移でございますが、平成22年度と比べ平成27年度のほうが共働き世帯が増えていると。逆に専業主婦(夫)世帯につきましては減少している傾向がうかがえます。

以上のことから保育所等から、保育所等の利用意向は急激ではないにしろ、緩やかに上昇傾向に向かうという推測をさせていただきました。こちらの推測を基にですね、補正值の算出をさせていただいております。

オは補正值の算出についてでございますが、資料2-2のほうでは、2ページの下「参考」という入所者数及び入所率という下の段の表、「参考」という表を見ていただければと思いますけども。

0歳児につきましては、この年度末に向けて入所者数が増えるということから、平成30年度の年度末と年度当初の人口に対する増加割合、平成30年度13%の係数といたしまして補正をいたします。加えまして先程の女性の就業率の上昇や専業主婦(夫)世帯の減少等を加味いたしまして、過去3年間の平均増加率1.8%を加えました14.8%、こちらを係数といたしまして各年度の推計児童数にこの係数を乗じた人数を使って補正いたしております。補正した人数につきましては、上の表の一番右側です。補正值A'とさせていただきますが、そちらが補正した数になってございます。

1歳から2歳児につきましては、年度末と年度当初の人口に対する増加割合につきましては直近の平成30年度は0.2%、平成29年度0.8%と比べまして減少はしておりますけども、保育所等の利用意向の上昇を加味いたしまして、過去4年で割合が一番高い平成29年度の増加割合0.8%を係数といたしまして、各年度の推計児童数を乗じた人数で補正をしております。

補正後の数字というのが2ページ目の上の表で、右側に太字で枠をさせていただいております、補正後量の見込みAが、計算して最初の見込みをさせていただいた後に補正值A'、先程ご説明させていただいた補正の人数を合わせた網掛けになっているものが最終的な見込みとさせていただきます。

次に今の資料をめぐっていただいて3ページをご覧ください。こちら確保の内容となります。確保の内容につきましては、左側が令和元年度見込みということで、現に今、確保している利用定員の実績となります。

中段にあります令和2年度整備予定でございますが、来年度2つの保育所が認定こども園になる予定になっていること、また1つの園が廃園の予定になっておりまして、その利用定員の増減分を見込みまして、令和2年度以降の確保の内容とさせていただきます。

次に5、区分等の変更についてでございます。以前から表がわかりにくいなあというご指摘をいただいているところから、今回、表記の見直しを行いました。まず、これまで特定教育・保育施設とひとくくりにしていた施設については、保育所、認定こども園、幼稚園という形で分けさせていただきました。また、事業所内保育施設等につきまして。これはいわゆる届出保育施設、認可外保育施設というおりましたが、こちらの確保の内容につきましては平成29年度の間見直しの際、届出保育施設につきましては、市長村が運営費等を支援している場合には確保の内容に含めることができるとなっていて、本市におきましては運営費を支援していないことから確保の内容に含めず、数値を外したところがございます。しかし、今や届出保育施設につきましてはかなりの人数の方が利用されておりますので、この定員を把握しないと全体の量がどれだけ今後確保しないといけないのかというところが正しく把握できないと考えまして、「市が確保する施設ではないが」というところで、確保の内容の枠から外し、届出保育施設という形で表記させていただきました。また、近年企業主導型の施設のほうが増加していることから、その数値もわかるようにこういった形で表記の仕方を変更させていただきます。

以上は今回どうやって見込みをしたかというところで、その見込んだ結果というのが資料2-1の細かい表になります。で、この表の一番上の表が、今回見込みをさせていただいたところ、網掛けになっている①というところが今回させていただいた量の見込み、その下が確保と内容等、そして②が合計、網掛けしてあります、その下が過不足という形になります。

参考といたしまして、中段に今の計画の数値と実績等、そして一番下が入所児童数の実績。この計画利用定員がベースとなっておりますので、最初の上の表と中段については利用定員の数を書かせていただいている、参考ということので一番下の段に入所児童数のほうを掲載させていただいているところがございます。

一応今回、数値の案のほうを掲載させていただきました。本市におきましてはこれまで、既存施設の施設整備や新制度移行に伴いまして、新規施設の増加等による利用定員の増加を図ってきたところがございます。0歳児につきましては微妙なところではございますが、一応計画上の推計値では利用定員の受け皿はだいぶ充足してきているのではないかとこのように推測ができるかなあと思いますが。ただ昨年度10月1日最新待機児童、0歳児に待機児童が発生し

ている状況でございます、こちらにつきましては保育士不足によりまして、各事業者が受け入れ児童数を減少させているということで、0歳児の待機児童が発生しているというふうに考えておりまして、今後の利用定員の確保につきましては、保育士確保、確保策につきまして、重点的に行わなければならないのではないかと考えているところでございます。参考までに9月現在、0歳児については、まだ空きがある状態ではございます。昨年は8月くらいまでは空きがあった状態なんですけど、一気に10月1日の時点で待機児童が発生した状況で、今空き状況があるからといって、まだどうなるかわからない状況ではございます。

最後に資料2-4で、本市の子ども・子育てを取り巻く状況ということで数値のほう最新のデータを載せていますので参考にさせていただければと思います。以上、学校教育・保育の量の見込み計画値の案でございました。ご審議のほうよろしく願いをいたします。

○（佐藤康会長）はい、ありがとうございます。ちょっと複雑な計算も含まれていたんですけども、ご意見ありましたらいただきたいと思います。

○（吉岡係長）よろしいでしょうか。今回すぐわかりにくい推計方法で申し訳ございませんでした。一応今回、見込みを立てさせていただきましたけれども、第1期計画もそうだったんですけども、また中間見直しがございます。利用実績や状況等ふまえて見直しを行うところではございます。一応、見込みということで今回させていただきましたけれども、まだまだ見込みが甘いんじゃないかというところがあればご指摘いただければと思いますのでよろしく願いをいたします。

○（佐藤康会長）どうでしょうか。

今の時点で待機児童って何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○（吉岡係長）現時点では、まだ発生しておりません。ただ昨年もそうだったんですけども、この時点で0歳児については空きがある状態なので昨年ほど、昨年は40数名ほど待機児童が発生しておりますけども、そこまではこないんじゃないかなというふうに思っているところではございます。ただ待機児童、10月1日時点での数が確定しましたら会議のほうでご報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

○（佐藤康会長）ありがとうございます。他に意見ありましたらよろしく願いします。よろしいですか。（一同賛成の意思表示）

では了解ということで、次の説明をお願いします。

○（吉岡係長）そうしますと、続きまして地域子ども・子育て支援計画に係る量の見込みのうち、前回見込みを算出していない一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、そして今回新たに事業開始すること



になりました実費徴収に係る補足事業の量の見込みと確保策の計画値についてご説明をさせていただきます。

今回ニーズ調査において量の見込みを算出させていただきました。ニーズ調査をさせていただいたのが、一時預かり事業のうち保育所での一時預かり、そして地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業についてでございます。ニーズ調査の概要については資料3-3のほうをご覧ください。ニーズ調査の対象者でございますが、(1)一時預かり事業と地域子育て支援事業の対象者につきましては、出生に伴いまして児童手当の手続きで来課する保護者の方と市の職員。調査期間につきましては平成30年11月1日から令和元年5月31日までとなりました。配布した枚数、これは窓口のほうでお渡ししてその場で書いてもらっておりますので配布と回収の件数は同じでございます。414件、アンケートにご協力いただきました。

続いて(2)、放課後児童健全育成事業に係るアンケートにつきましては、こちら対象者は認可施設と私学助成幼稚園の年長児さんの保護者様を対象に平成30年2月と令和元年6月の2回、実施させていただきまして、配布数につきましては2,571票、回収数が1,925票、約74.9%となっております。その下、調査結果の概要につきましては、今回ご説明は省かせていただくかと思っております。参考にさせていただければと思っております。

そういたしますと、実際の状況の見込みについてご説明させていただきます。資料3-1をご用意ください。それぞれの事業について量の見込みと算出についてご説明させていただきます。

資料3-1、1の一時預かり事業(保育所での一時預かり事業)についてでございます。こちらにつきましては、保育所に在籍していない乳幼児につきましては保育所等で一時預かりをするものでございます。量の見込みにつきましては、ニーズ調査と人口推移から見込んでおります。具体的な算出方法につきましては、資料3-2を見ていただければと思っております。こちらは申し訳ございません、細かい表になってしまいましたが、こちらの表の中段、星印の上の表です。こちらアンケート回答者115人の利用希望回数と人数に対する割合、令和元年度の出生者数見込みに換算いたしまして、年間利用回数を載せた表になります。月何回利用したいかのアンケートの結果とニーズ調査の回答者の割合から、令和元年度に出生する子どものニーズを算出しております。網掛けで㊤の部分、13,000件が令和元年度に出生見込みの子どものニーズと推測をいたしました。

そして、星マークの、当該年度生まれのニーズ全体のところですが、出生者数が毎年1.6%程度減少するという見込みと、1,000件程度がファミリーサポートセンターを利用するのではないかとということで、令和2年度以降

の当該年度に係る生まれのニーズを算出いたしました。ただ実際、出生後すぐから利用するのではなくて、出生後半年以上経過してから利用される方が主であることから、まず半分見させていただいて、さらに前年、前々年生まれのニーズを40%、15%と見込んで算出させていただいたのが一番下の表、最終的なニーズ、網掛けでさせていただいているところでございます。

ここから量の見込み・算出をさせていただきまして、確保方策につきましては資料3-1に戻っていただければと思います。

確保方策につきましては、すでに確保内容として5,000程度はあるんですが、保育士不足の背景や定期利用できる施設の充実から、実際利用する児童の数は、最近の利用実績では減少傾向が続いている状態でございます。半面、企業主導型保育での一時預かり枠が増加している。米子市も、特別保育で実施している一時預かりのニーズや利用実績も、推移を注視しながら今後確保方策を調整していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして2ページ目、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについてでございます。先程の保育所での一時預かりにつきましては保育所等に在園していない児童を対象としていましたが、こちらにつきましては、幼稚園に在園している児童を対象としたものでございまして、量の見込みの算出につきましてはこれまでの実績を勘案して見込むとともに、令和2年度から認定こども園が2園増加する予定でございますので、1号認定者の預かり保育を1,000件程度増加すると見込ませていただきました。該当年齢が減少している反面、無償化の影響によりまして利用希望者の増加を見込みまして、67,000人の現状維持という形で見込ませていただいております。

確保方策につきましても、希望者は利用できる状況にあることから量の見込みと同じ数でさせていただいております。

次に3ページ目、地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターについての見込みでございます。こちらについてもニーズ調査を基に見込ませていただきました。また資料3-2の2ページをご覧ください。

こちらの中段の表、星印の上の利用回数の表をご覧ください。月何回利用したいかのアンケートの結果とニーズ調査回答者の割合から、平成30年度に出生した子どものニーズを算出した件数、こちらが太く囲ってある①の25,668回。こちらにつきましても、出生後すぐに利用するのではなくて4ヵ月頃からの利用を想定しております。かつ親子での利用ということから件数を2倍といたしまして、前年生まれで利用する子どもが約40%、前々年生まれの子どもが約15%と見込みまして令和元年度の利用見込みを算出いたしました。そして出生数が毎年1.6%程度減少していくと想定しまして、令和元年度以降の量の見込みを算出しております。

続きまして確保の方策でございますが、資料3-1の3ページをめくっていただき、確保策につきましては利用できる方は利用できる状態にあるということから、量の見込みと同数とさせていただいております。

なお、今回の数値には支援センターの新設、整備については、新たな新設等については見込んでおりません。というのは、まだ整備について予定が不明であることから数値には含んでおりませんが、また整備の見込み等が立ちましたら見込み等の量も変わってくると思います。そのあたりは中間見直しの際に見直しをさせていただければというふうに考えております。

続きましてページをめくっていただき、4ページの放課後児童健全育成事業についてでございます。こちらについてもニーズ調査のほうから見込ませていただいたので、資料3-2の3ページを見ていただければと思います。

放課後どこで過ごすかという調査の結果、放課後児童クラブを利用する者は、低学年で全体の54%、高学年で25%ございました。この割合から人口の推移で量の見込みを算出させていただいて、算出したのが一番下の欄の網掛けの部分でございます。

また資料に戻っていただき、4ページ放課後児童健全育成事業の確保方策の算出方法でございます。毎年、民間放課後児童クラブの新規開設、そしてなかよし学級の充実により利用定員の増加を図っていきたいと考えております。その他、放課後子ども教室の取り組みを広げることで、比較的早い時間で帰宅する児童の放課後児童クラブ利用希望のニーズを放課後子ども教室において対応したいと考えております。高学年となれば保護者の意向のみでなく、児童の意向が利用状況に影響するようになる。また授業の修了が遅くなると、委員会活動、習い事やスポーツ活動などにより放課後の過ごし方が変わってくるかと思っております。こちらにつきましても中間見直しの時期には、実績を勘案しながら確保方策を調整させていただきたいと考えております。

最後に5ページ目の実費徴収に係る補足事業についてご説明させていただきます。こちらにつきましては新規の事業となりまして、本年10月から実施をいたします。保護者の所得状況等を勘案いたしまして、新制度に移行していない幼稚園の食事代、副食費、おかず代でございますけども、4,500円を限度に助成するものでございます。こちらにつきましては、幼児教育無償化に伴いまして、新制度に移行している園については低所得者の方と第3子以降の園児については副食費が免除されることとなっております。ただ、新制度に移行していない園につきましてはこの免除の適用がないことから、補足給付事業として新制度に移行していない園の保護者について副食費を補助するものでございます。ここで一つ訂正させてやってください。利用定員というふうに書かせていただいておりますが、対象者数の誤りでございます。大変失礼いたしました。

量の見込みについては最大値で見込ませていただいて、子どもの数の減少傾向というところから見込みを算出させていただいておりますし、確保方策につきましても、基本的に対象者の方には実施いたしますので、同じ人数とさせていただきます。

以上、量の計画値のご説明をさせていただきました。また今回、数値についてご説明させていただきましたが、今度素案を作らせていただいたときにまた計画値、こういう考え方で算出したといったような、補足説明を加えた形で量の見込みを、数値以外の補足をさせていただくことにしておりますので、よろしくお願いたします。

長くなって申し訳ないです。以上、審議のほうよろしくお願いたします。

○（佐藤康会長）はい、ありがとうございます。今、事務局に説明をいただきましたけれども、これについてですね、質問、ご意見等ありましたらお願いたします。どうでしょうか。

○（藤吉委員）よろしいでしょうか。

○（佐藤康会長）はい、お願いたします。

○（藤吉委員）どうぞよろしくお願いたします。資料3-1の一時預かり事業についてなんですけども、この3の実績っていうのが延べ利用人数で、これ利用人数のことだと思うんですけど、ニーズと実績にかなりの乖離があるっていうのを、どういうふうに事務局としては考えてらっしゃるかっていうのをお聞きできますか。実際利用したいっていう人数が13,000あるみたいなんですけど、実態としては30年度の3,018人っていう解釈で正しければ、そこにすごく乖離があるんでどういったところが。

○（吉岡係長）すいません、失礼します。調査をもとに算出させていただいたものと実績にかなり差があるところがございます。実際利用者様につきましては、利用したいというふうに、保育士の確保の問題もありまして、なかなか利用できない方もいらっしゃるというのが実態でございます。そういったところもありまして、なかなか利用実績にはつながってないかとは思いますが、当然確保が充分にできていれば利用者数も増えていくんじゃないかと考えているところでもあります。かなり見込みと実績に乖離がある状況でございます。実績が少ないのは利用したいときにできない方がいらっしゃるというところではございます。こちらの数値につきましても、またさらに実績を確認しながら中間見直しのときに再度精査させていただければと思っております。

○（藤吉委員）ありがとうございます。もう一つよろしいですか。私も以前住んでいたところで、かなり一時保育も利用にばらつきがあって、多分日常的に利用するとか利用センターという形で保護者が行く場所になれば一時保育も安心なので、そこに預けたいっていうような親御さんが多くて、自分たちもそう

だったんですけど、やっぱりそこに殺到するので、預けたいときに預けられなくて、毎月1日の朝の8時とかに並ばないといけないんだけど働いてるとなかなか並べないというのがあって、利用したいときに利用できないっていうことがあったんですけど、実際、利用のニーズと実態に乖離があるということで、今の話だとどうしてもエリアの分布であったりですとか、一時保育を提供している施設に利用者さんが殺到したりですとかその施設に保育士さんが不足していることで、利用したいけど利用できない方がいるためにこの乖離がうまれているって背景になってるんですかね。

○（赤井係長）すいません。この時のニーズの取り方自体が、ニーズ調査の中で使いたいって言った人を1年間ニーズを積んで15,000というふうになったのかなあというところもありますし、実際にこのニーズ調査を行ったときには米子市自体、保育所の受け入れの数っていうのが少ない状態がありまして、一時保育を通常の保育の代わりに使われているケースもありました。ただ、今だに保育施設の整備自体が進んでおりまして、早めに保育所に入れたいっていう方が入っていただける状態になりましたので、保育所代わりに一時預かりを使っておられた方の率がぐぐっと減ってきたというのが背景にはあると思います。なのでいいことでもある、定期利用ができるようになってきたという背景もあると推測しています。

あと、先程言いましたように保育士の確保がなかなか難しくなっていて、あと保育施設の余裕がなくなってきていて、一時預かりというものの自体になかなか取り組みづらい環境があるっていうのも一因と考えておりますし、企業主導型の保育事業所のほうでも一時預かりを多くやられてるところもあつたりするので、定期利用の方が少ない分一時預かりを力を入れてやっていますという企業主導型さんもあつたりするので、ニーズの行き先も分散されてきているところも背景にはあると推測しています。

○（佐藤康会長）はい、ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

えっと、無償化になりますと、預かり保育も幼稚園もそうですけども増えてくると思うんですね。実際にうちの園でも10月から無償化だったら預かり保育を利用したいという方が結構いるみたいなんです。ただ、各園共に幼稚園教諭が常に不足してますので、一気に需要だけ増えても対応できないというところがあるんですけど、市のほうの説明では断らないで受け入れてほしいというようなことを言っておられたらしいんですけども、そのへんはどうか、と今検討しているところなんですけども。どうでしょうか。

○（赤井係長）そうですね。無償化の給付認定を受けられれば、使ったら無償になるので当然権利が発生してしまっただけで「使いたい、使いたい」という方がたくさん出てくるのではないかなあと思うんですけど。一応、国のほうからも示

されているのは、幼稚園での預かり保育も全部が全部受け入れられないというところであれば、選考基準というか優先順位をつけていただいて必要性の高い方からお預かりしていただくということは可能であるよ、と示されていて、ただお困りのケースもやはりあることですので、できる限り利用者さんも給付の認定を受けているのでそのニーズにできる限り沿っていただく。で、うちは今こういう基準でやってますよというのを事前にちゃんと説明していただいたり、その保護者さんの了解を得ていただくっていう努力が必要ではないかなというふうに思っています。

○（佐藤康会長）わかりました。どこの幼稚園もそういう話が出て、どうしようかっていうのを最近声が出て、市のほうにも確認してもらいたがっているというのがありましたので。

それは例えばうちの園でしたら、だいたい今利用している方も2時くらいには。パートで勤めに出て、2時半くらいには迎えに来れる方が多いですよ。そういう方も、だったら一時保育に預けて、6時まで預かってもらえるんだったら仕事が終わってから自分の時間を持ちたいというようなことがすごい多いです。それをすべて全部引き受けるというのは、職員の数からいって難しいので。また働き方改革の中で今決まっていますので、これ以上残業っていう形はとれないし、じゃあどうしようっていう、どこの園もそうやって頭を悩ましてと思うんですね。じゃあある程度個々の園で、うちはこうですよっていう形で事前に保護者の方に説明をして、で受け入れるっていう形でも構わないんですか。

○（赤井係長）そうですね。そのように示されていますが、できる限りはというところがありますので。また職員さんの確保等が進めば、充実していくと、皆さんのニーズに答えていける施設になるんじゃないかなあと思っていますので、そこはやはり重ねてお願いしたいなあと思っております。

○（佐藤康会長）はい、わかりました。他にはないでしょうか。  
よろしいですか。（一同賛成の意思表示）では了解ということで。

#### 4 報告

○（佐藤康会長）じゃあ次に、今度は報告案件になっていますのでこちらのほう、事務局からお願いします。

○（吉岡係長）はい。報告についてでございます、資料のほう、報告1、別紙1、別紙2をご用意ください。

報告につきまして、保育料の見直しについてでございます。まず保育料見直しの検討経過でございますが、米子市の保育料は国の基準より低い水準にはあるものの、県内他市と比較すると高い状況になっていることから、その見直し

につきまして検討を進めてきたところでございます。平成30年1月に、市民福祉委員会におきまして当時の状況の下で検討した見直し案を提示いたしましたが、同時期に国が幼児教育無償化の方針を示したところから、国の制度の詳細が明らかになった後に改めて保育料の見直しを検討することとしておりました。この幼児教育の無償化につきましては簡単に2のほうでご説明させていただきます。国におきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てや教育に係る費用負担の軽減を図るといった観点から、3歳から5歳までのお子様と、0歳から2歳までの市民税非課税世帯のお子様を対象に保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、認可外保育施設につきまして、保育料の無償化が実施されます。実施時期につきましては、本年10月から実施されるところでございます。

続いて3、見直し案の概要でございますが、保育料につきましては家計に与える影響を考慮しまして、子どもの年齢に応じて定められておるところでございます。そしてその基準額が国より定められております。しかし市町村におきましては、人口減少など地域の実情や財政力などの状況も踏まえて、個別に独自の施策として国の基準よりさらに引き下げが行われているところでございます。本市におきましても、所得に応じた負担を原則としながら、国基準からは軽減した保育料としておりましたが、国におきまして3歳以上の保育料が無償化されるなど子育て支援の一層の充実が求められていることから、県内他市の市町村の状況を勘案しながら3歳未満児の保育料につきまして一定の見直しを図ることといたしました。幼児教育無償化に合わせて、本年10月から実施させていただきます。

続きまして別紙1をご覧ください。表の上の段、左から階層区分、目安となる年収、こちらにつきましては夫婦共働きで、夫婦の一方がパートタイム労働程度の収入がある夫婦と子どもが2人の世帯を想定いたしまして、市民税所得割から逆算した目安の年収となっております。続いて現行の保育料、見直し案としてありますが、見直し後の保育料が二重で囲ってあるところ、一番右側が今回の見直しに伴う差額となっております。一応すべての階層区分で1,700円から14,200円の軽減としてありますが、B1、B2階層につきましては国の幼児教育無償化の制度によって本年10月以降0円となるものでございます。

続きまして別紙2のほうをご覧ください。こちらにつきましては、この度の保育料の見直しと、国基準、県内他市の保育料を階層区分ごとに比較したものとなっております。今回の見直しにつきましては、左側D3階層の市民税所得割学が77,101円未満の母子世帯までの階層につきましては国基準の70%以内に、市民税所得割がそれ以上の97,000円以上の保育料につつま

しては国の基準の80%以内を目安といたしまして、他市の状況を勘案しながら見直し・軽減をさせていただいたところでございます。

ご報告は以上でございます。

○（佐藤康会長）はい、ありがとうございます。何かご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

## 5 その他

○（佐藤康会長）はい。それではその他で何かありましたらお願いします。

○（吉岡係長）はい。事務局からよろしいでしょうか。今後の予定ということで。今回第2期計画の数値をご審議いただきありがとうございます。次回につきましては、素案のほうを皆様にご提示させていただいてご審議いただければと考えております。予定といたしましては11月の頭ぐらいに開催できたらなあというふうに考えているところでございます。詳細が決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしく願いをいたします。事務局のほうからは以上でございます。

## 6 閉会

○（佐藤康会長）それでは閉会でよろしいでしょうか。それではこれで第3回子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。